

対馬労働基準監督署発表  
令和3年11月18日(木)

【照会先】  
対馬労働基準監督署  
署長 本田 邦浩  
○ 監督・安全衛生課長 大石 康博  
電話 0920-52-0234

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～労災かくしの疑い～

対馬労働基準監督署(署長 ほんだ くにひろ 本田 邦浩)は、本日、有限会社赤木硝子店及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁壱岐区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

有限会社赤木硝子店が請け負った倉庫の補修工事現場において、同社の労働者が材料を運搬する作業を行っていた際に負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、対馬労働基準監督署長に対し遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかった疑い(いわゆる「労災かくし」)。

### 1 被疑者

- (1) 有限会社 あかぎがらす 赤木硝子店  
所在地：長崎県壱岐市芦辺町  
事業内容：屋根工事、建具工事、建築板金工事等を行う建設業
- (2) 代表取締役A(男性、60代)

### 2 違反条文

被疑者有限会社赤木硝子店、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反  
同法 第100条第1項(報告等)  
労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)  
同法 第120条第5号(罰則)  
同法 第122条(罰則)

### 3 被疑内容

有限会社赤木硝子店は、同社が請け負った倉庫の補修工事現場において、同社の労働者が倉庫の補修のために使用する材料を運搬する作業を行っていた際に負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、対馬労働基準監督署長に対し遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったものです。

### 4 その他

労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかったこと（いわゆる「労災かくし」）に関し、長崎労働局管内における送致件数は、過去5年間で7件となっています。

労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷について、事業者に対して所轄の労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働行政として労働災害の発生原因等を把握し、同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは、労働災害防止対策の推進にとって重要なことです。

そのため、労働災害の発生に関し、その発生事実が隠蔽されることは、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねず、そのような事案の排除を徹底する必要があります。

したがって、対馬労働基準監督署は、今後も今回と同様な事案を発生させた事業主に対して、厳正なる態度で対処していく方針です。

(参考)

#### ○労働安全衛生法

**第百条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第2項、第3項 略)

**第百二十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

**五** 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

(1～4号 略)

**第百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### ○労働安全衛生規則

**第九十七条** 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(第2項 略)